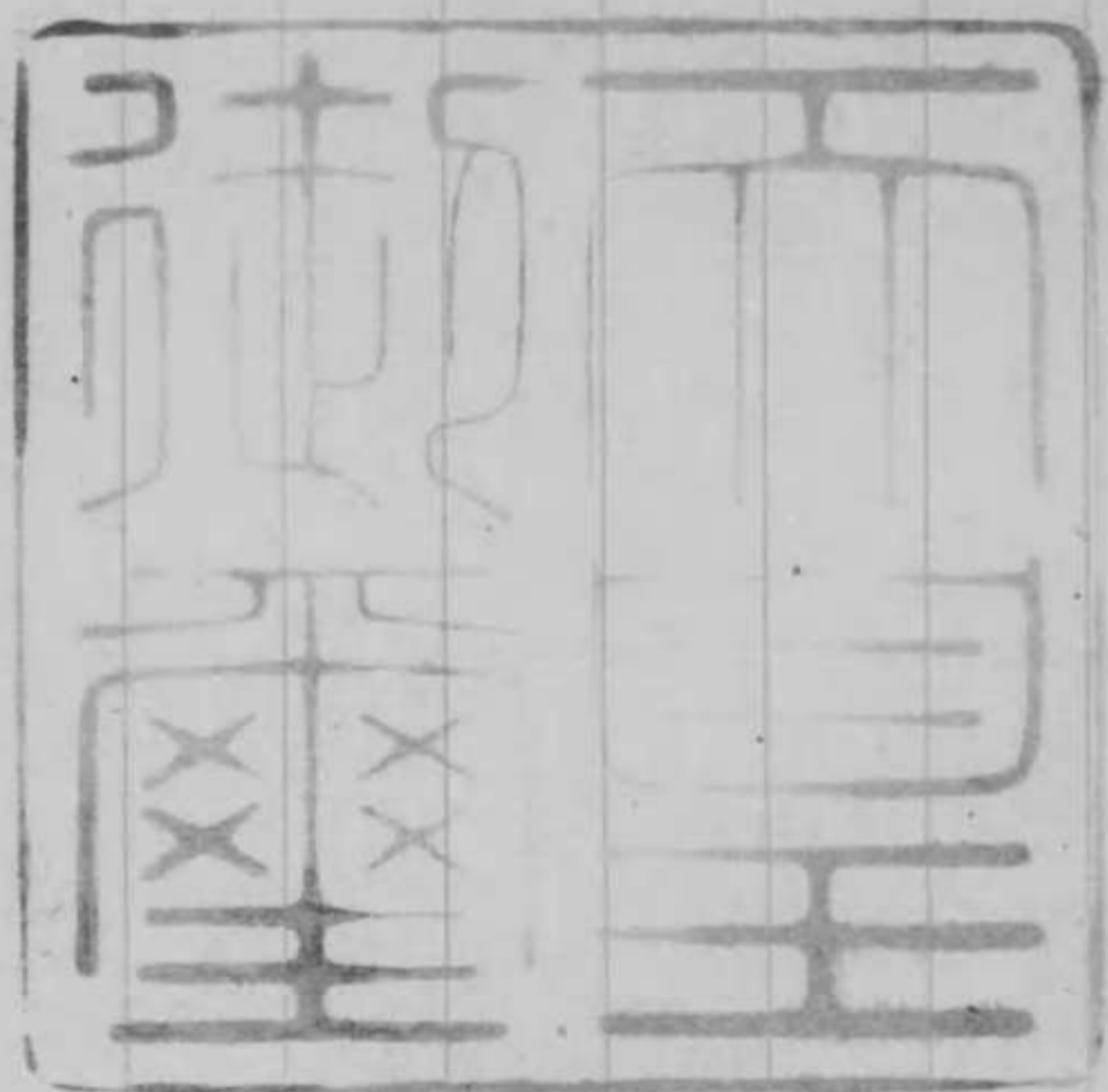


夏時刻法を廃止する法律をここに公布する。

裕仁



昭和二十七年 四月十一日

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

内閣総理大臣

吉

田

友

内

閣

法律第八十四号

夏時刻法を廃止する法律

夏時刻法（昭和二十三年法律第二十九号）は、廃止する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣

吉田友

法務総裁

木村篤太郎

外務大臣

吉田友

大藏大臣

池田勇人

文部大臣

天野貞祐

厚生大臣

吉田茂

農林大臣

佐々木謙

通商産業大臣

高橋龍太郎

内

閣

大藏大臣

高橋是清

農林大臣

高橋是清

逓送大臣

吉田茂

文部大臣

大隈良吉

大務大臣

河田龍一

運輸大臣

村上義一

郵政大臣

佐藤栄作

電氣通信大臣

佐藤栄作

労働大臣

吉田茂

建設大臣

野田卯一

内閣

東海大臣

藤田 卯一

外務大臣

吉田 茂

軍務大臣

小島 勇

陸軍大臣

小島 勇

海軍大臣

林 有造

經濟安定本部總裁

吉田 茂

内閣

内閣